

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(現在、年金を受給されている方)

・この手続について

年金から所得税が控除される際に各種所得控除を受ける場合に申告してください。

・宛先について

この手続は、日本年金機構本部に提出してください。

・電子申請を行う場合の留意事項

本手続を電子申請で行う場合は、以下の制限の事項がございます。制限に沿わない申請は、電子申請・届出システムにおいて受信できない場合がございますので、ご注意ください。

申請書のファイル形式について	取得した電子申請用様式のみが利用可能です。
申請データの容量について	申請データ（電子添付書類、電子証明書を含む）は99MBをこえるときは受信できません。
電子署名について	申請書には必ず電子署名を付与してください。
添付書類について	「状況確認画面」を印刷のうえ、添付書類とあわせて申請先に送付してください。JPEG・PDF形式の画像ファイルのみ利用可能です。
<ul style="list-style-type: none">・ 作成した外字は、使用できません。氏名に外字があるときは、その旨紙に記載し郵送ください。・ 返戻された申請書が再申請可とされているときは、前回の到達番号を入力し、同一申請書から再申請を行ってください。	

* 申請書の作成が終了しましたら、「入力チェック」ボタンを押下し必須項目に記入漏れがないかを確認ください。

* 申請データが到達しますと、送信結果が表示されます。送信結果には、到達番号や処理状況の確認に必要なID番号が記載されておりますので、必ず保存してください。

・記 載 要 領

次のことに注意して記入ください。

標題の（令和 年分）に申告対象となる年を記入してください。

税制改正により扶養親族等申告書の様式が変更されています。電子申請を行えるのは令和3年分以降のみになります。令和2年分以前の申告が必要な場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

1. には、年金証書に記載されている基礎年金番号と年金コード、および個人番号を順に半角数字で記入してください。

2. の氏名及びフリガナには、姓と名の間スペースを1文字分入れてください。

3. には、該当する年号のいずれかを選択し、年月日は半角数字で記入してください。

4. の郵便番号には、自宅の7桁の番号を3桁、4桁の順に半角数字で記入してください。

住所及びフリガナには、全角で記入してください。

5. には、市外局番、市内局番、加入者番号の順に半角数字で記入してください。

6. で、前年に扶養親族等申告書を提出しており、扶養親族の内訳について「変更がありません」を選択された方は、7. 及び8. について記入の必要はありません。

7. については次のとおり記入してください。

○控除対象となる配偶者に該当する配偶者を有する人について

「(1)控除対象配偶者」の欄に、次の区分に応じて該当する数字または英字を記入してください。（数字は半角、英字は全角大文字で入力してください。）

ア 控除対象となる配偶者がいない場合・・・0

控除対象となる配偶者がおり、かつ受給者本人の所得の見積額が900万円以下である場合、以下の「1」～「8」の該当する数字を記入してください。

イ 障害者でない70歳未満である配偶者がいる場合	1
ウ 障害者でない70歳以上である配偶者がいる場合	2
エ 普通障害者で70歳未満である配偶者がいる場合	3
オ 普通障害者で70歳以上である配偶者がいる場合	4
カ 別居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる場合	5
キ 別居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる場合	6
カ 同居特別障害者で70歳未満である配偶者がいる場合	7
キ 同居特別障害者で70歳以上である配偶者がいる場合	8

控除対象となる配偶者がおり、かつ受給者本人の所得の見積額が900万円を超える場合、以下の「A」～「C」の該当する英字を記入してください。（配偶者が障害に該当しない場合は控除対象となりません。）

ク 普通障害者である配偶者がいる場合	A
ケ 別居特別障害者である配偶者がいる場合	B
コ 同居特別障害者である配偶者がいる場合	C

「(1)控除対象配偶者」の欄においては、配偶者の所得の見積額が48万円を超え、95万円以下である場合は、以下のとおりと扱われますので、記入の際はご注意ください。（95万円を超える場合は控除対象となりません。）

- ・年齢が70歳を超えている場合であっても70歳未満と見なされます。
- ・障害者に該当する場合であっても障害者でないで見なされます。

○配偶者以外に扶養親族等を有する人について

「控除対象扶養親族」欄の(2)～(13)の区分に応じて、該当する人数を記入してください。(同一の扶養親族を2以上の欄に記入することはできません。)なお、(3)、(6)、(9)、(12)欄の「特定」扶養親族とは、年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族のことをいいます。

扶養親族がない人は、(2)～(13)の区分に「0」を記入してください。

○年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)が障害者である人について

「年少扶養親族」の(14)～(16)の区分に応じて、該当する人数を記入して下さい。

障害者である年少扶養親族がない人は、(14)～(16)の区分に「0」を記入してください。

○受給者本人が障害者である人について

「本人」の(17)「障害者」欄に、区分に応じて次の数字を記入してください。

- ア 障害者でない場合 0
イ 普通障害者の場合(特別障害者以外の障害者) 1
ウ 特別障害者の場合(身体障害者等級が1級もしくは2級である者または重度の精神障害者等) 2

○受給者本人が寡婦・ひとり親である人について

(18)「寡婦・ひとり親」欄に、区分に応じて次の数字を記入してください。

- ア 寡婦・ひとり親でない場合 0
イ 寡婦の場合 1

次の(A)(B)いずれかに該当する人で、ご本人の所得の見積額が500万円以下の人(住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある人を除きます)。

A) 次の①・②のどちらかに該当する人で、扶養親族(子以外)がいる人。

- ①夫と死別した後、婚姻していない人
②夫の生死が明らかでない人

B) 次の①・②のどちらかに該当する人で、扶養親族がない人。

- ① 夫と死別した後、婚姻していない人
② 夫の生死が明らかでない人

- ウ ひとり親の場合 2

次に掲げる人のうち、生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされていたり、所得の見積額が48万円を超える子は除きます。)があり、かつ、ご本人の所得の見積額が500万円以下の人(住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」、またはこれらと同様の記載がある人を除きます)。

- ① 配偶者と死別、離婚した後、婚姻していない人
② 婚姻歴のない人
③ 配偶者の生死が明らかでない人

○16歳未満の扶養親族を有する人について

(19)「16歳未満の扶養親族数」に16歳未満の扶養親族の方全員の人数を記入して下さい。

(上記、(14)～(16)の人数も含めて記入して下さい。)

8. については次のとおり記入してください。

○控除対象となる配偶者に該当する配偶者を有する人について

「6. 扶養親族等の内訳」にて、「1」～「8」の数字または「A」～「C」の英字を記入したときは、「7. 扶養親族等の状況」の「源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者」欄に配偶者の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、同居・別居の区分、非居住の区分、所得の見積額（収入金額から控除金額等を差し引いた金額です。）、個人番号、および住所（別居の人のみ）を記入してください。

「配偶者の区分」欄には、配偶者の年金収入金額または所得の見積額から、該当するいずれかを選択してください。

また、「障害の有無」欄には、該当するものを選択し、配偶者が普通または特別障害者である場合は、障害の状況（交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日および障害の程度等）を記入してください。

○配偶者以外に扶養親族等を有する人について

「6. 扶養親族等の内訳」にて、(2)～(13)の区分に扶養親族の人数を記入した方は、「7. 扶養親族等の状況」の「控除対象扶養親族（16歳以上）」欄に扶養親族の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、同居・別居の区分、非居住の区分、所得の見積額（収入金額から控除金額等を差し引いた金額が該当するいずれかを選択）、個人番号、および住所（別居の人のみ）を記入してください。

また、「障害の有無」欄には、該当するものを選択し、扶養親族が普通または特別障害者である場合は、障害の状況（交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日および障害の程度等）を記入してください。

○年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）が障害者である人について

「6. 扶養親族等の内訳」にて、(14)～(16)の区分に年少扶養親族の人数を記入した方は、「7. 扶養親族等の状況」の「扶養親族（16歳未満）」欄に扶養親族の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、同居・別居の区分、非居住の区分、所得の見積額（収入金額から控除金額等を差し引いた金額が該当するいずれかを選択）、個人番号、および住所（別居の人のみ）を記入してください。

また、「障害の有無」欄には、該当するものを選択し、障害の状況（交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日および障害の程度等）を記入してください。

○16歳未満の扶養親族を有する人について

「6. 扶養親族等の内訳」にて、(19)の区分に扶養親族の人数を記入した方は、「7. 扶養親族等の状況」の「扶養親族（16歳未満）」欄に16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、続柄、生年月日、同居・別居の区分、非居住の区分、所得の見積額（収入金額から控除金額等を差し引いた金額が該当するいずれかを選択）、個人番号、および住所（別居の人のみ）を記入してください。また、「障害の有無」欄は、「障害者でない」を選択してください。

○受給者本人が障害者である人について

「6. 扶養親族等の内訳」にて、(17)の区分に「1」または「2」の数字を記入したときは、「7. 扶養親族等の状況」の「本人」欄の「障害の有無」に、該当するいずれかを選択し、障害の状況（交付されている身体障害者手帳等の種類、交付年月日および障害の程度等）を記入してください。

「0」を記入した方は、「障害者でない」を選択してください。

○受給者本人の所得見積額

「7. 扶養親族等の状況」の「本人」欄の「本人の年間所得見積額」に、受給者本人の収入金額から控除金額等を差し引いた金額が該当するいずれかを選択してください。

8. については、次のことに注意して記入してください。

- ・ 氏名、フリガナには、姓と名の間にスペースを1文字分入れてください。
- ・ 生年月日には、該当する年号のいずれかを選択し、年月日は半角数字で記入してください。
提出年月日には、半角数字で記入してください。
- ・ 所得がない場合、「所得の金額」欄には「0」を記入してください。

9. は、社会保険労務士が提出代行する場合のみ記入してください。

10. は該当する添付書類について、郵送か電子データとして送付するかを選択してください。ない場合または該当しないものについては「なし」を選択してください。記載されている添付書類以外のものがある場合、その他の添付書類欄に具体的な名称を記入してください。

この申告書に必要な添付書類は以下の留意事項を確認してください。国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の親族関係書類は「郵送」を選択し、申請先に郵送してください。

【 留意事項 】

- ・ 同居特別障害者控除は、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、受給者本人、その配偶者又は受給者本人と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人に適用されます。
- ・ 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法
控除対象となる配偶者または扶養親族が非居住者（※1）の場合は、「7. 扶養親族等の状況」にその方の非居住の区分をチェックし、親族関係書類（※2）をご提出ください。
 - ※1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。
 - ※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。
 - ① 戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し
 - ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り。）
- ・ 記載された個人番号の真正性の確認（番号確認）は日本年金機構が行うため、個人番号の確認書類を郵送する必要はありません。